

恵那市看護師修学資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、看護師又は准看護師（以下「看護師」という。）を養成する大学、学校又は養成所（以下「大学等」という。）に在学する者で、将来、市の公立病院又は診療所（以下「公立病院等」という。）において看護師の業務に従事しようとするものに対し、修学資金の貸付けを行うことにより、これらの者の修学を容易にし、もって公立病院等における看護師の確保に資することを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、別表に定める公立病院等において看護師の業務に従事しようとする意思を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 貸付けの申請時に満37歳以下である者

(2) 次に掲げる大学等のいずれかに在学している者

ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号に規定する大学

イ 法第21条第2号に規定する学校

ウ 法第21条第3号に規定する看護師養成所

エ 法第22条第1号に規定する学校

オ 法第22条第2号に規定する准看護師養成所

2 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度市長が決定する。

(修学資金の貸付額及び貸付期間)

第3条 修学資金の貸付額は、月額10万円以内とする。

2 修学資金の貸付期間は、修学資金の貸付けが決定された日の属する月から卒業する日の属する月までとし、その期間は、前条第1項第2号に規定する大学等の正規の修業年数を超えることができない。

(修学資金の利息)

第4条 修学資金は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、恵那市看護師修学資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 戸籍抄本
- (3) 身体検査書(様式第2号)
- (4) 在学証明書
- (5) 大学等の長の推薦書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、速やかに申請者に対し恵那市看護師修学資金貸付決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

2 前項の通知書の交付を受けた者(以下「修学生」という。)は、通知書を受け取った日から起算して10日以内に連帯保証書(様式第4号)及び誓約書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 修学生は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、修学生と連帯して責務を負担しなければならない。

3 修学生が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

(修学資金の交付)

第8条 修学資金は、毎月1月分ずつ交付するものとする。ただし、特

別の事情があると認められるときは、2月分以上を合わせて交付することができる。

(借用証書)

第9条 修学生は、修学資金の貸付けを受け終ったときは、直ちに恵那市看護師修学資金借用証書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(届出義務)

第10条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所又は大学等を変更したとき。
- (2) 退学しようとするとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 復学したとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、破産の宣告を受け、その他連帯保証人として適当でなくなったとき。
- (7) 修学に関し、他の資金の貸付け又は支給を受けたとき。

2 修学資金の貸付けを受け終った者(第12条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された者を含む。以下「借受人」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 前項第6号に該当するとき。
- (3) 大学等を卒業したとき。
- (4) 大学等を卒業した日から起算して1年以内に看護師の業務に従事するために必要な免許(以下「免許」という。)を取得したと

き。

(5) 前号の免許を取得後、他種の大学等への進学、病気、負傷等の理由により、看護師の業務に従事することができないとき。

3 修学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(貸付け決定の取消し及び停止)

第11条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。

(3) 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。

(4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(修学資金の返還)

第12条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条第2項の規定により修学資金の貸付けを受けられなかった期間を除く。以下同じ。）に相当する期間（第18条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予される期間とを合算した期間）内に修学資金を返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
 - (2) 大学等を卒業した日から起算して1年以内に免許を取得しなかったとき。
 - (3) 免許を取得後、遅滞なく公立病院等において看護師の業務に従事しなかったとき。ただし、市長が当該業務の従事開始時期の延長を認めたときは、この限りでない。
 - (4) 公立病院等において看護師の業務に従事した後、次条各号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は当該公立病院等において看護師の業務に従事しなくなったとき。
- 2 借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その理由が生じた日から起算して20日以内に恵那市看護師修学資金返還明細書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 3 借受人は、前項の規定により提出した恵那市看護師修学資金返還明細書の内容に変更を加えようとするときは、その理由を記載した恵那市看護師修学資金返還方法変更承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- （修学資金の返還免除）

第13条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部を免除する。

- (1) 借受人が免許を取得後、遅滞なく公立病院等において看護師の業務に従事し、他種の大学等への進学、病気負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事できなかった期間を除き、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍以上に相当する期間、当該業務に従事したとき。
- (2) 前号に規定する期間中に公務上の理由により死亡し、又は公

務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(返還債務の裁量免除)

第14条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除する。

(1) 公立病院等において看護師の業務に従事したとき。

(2) 前条第2号の規定する場合を除くほか、死亡、重度障害その他市長がやむを得ないと認める理由により修学資金を返還することができなくなったとき。

2 前項第1号の規定により免除することのできる返還債務の額は、公立病院等において看護師の業務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間で除して得た数値を修学資金の返還債務（履行期が到来していない部分に限る。）の額に乗じて得た額とする。

(返還免除の申請)

第15条 前条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、恵那市看護師修学資金返還免除申請書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第16条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、返還を免除すべきものと認めるときは、返還免除の決定を行い、速やかに申請者に対し恵那市看護師修学資金返還免除決定通知書（様式第10号）を交付するものとする。

(返還の猶予)

第17条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第12条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学等に在学しているとき。
 - (2) 当該大学等を卒業後、更に他種の看護師を養成する大学等において修学しているとき。
 - (3) 公立病院等において看護師の業務に従事しているとき。
- 2 市長は、借受人が災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、その理由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することがある。ただし、猶予期間は、3年を超えることができない。
- 3 前2項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人は、恵那市看護師修学資金返還猶予申請書（様式第11号）に、返還猶予を受ける資格を有することを証するに足る書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第18条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、返還の猶予をすることが相当であると認めたときは、返還猶予の決定を行い、速やかに申請者に対し恵那市看護師修学資金返還猶予決定通知書（様式第12号）を交付するものとする。

（延滞利息）

第19条 借受人は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければならない。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	名称
公立病院	国民健康保険上矢作病院
診療所	恵那市国民健康保険三郷診療所
	恵那市国民健康保険飯地診療所
	恵那市国民健康保険岩村診療所